

指定地域密着型サービス事業（地域密着型通所介護）及び指定相当第1号事業に該当する第1号通所事業として行うサービス事業（通所相当サービス）の指定の全部効力停止の処分について

令和8年4月6日（月）

茨木市が実施した監査の結果、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）に基づき、令和8年4月3日付で下記のとおり事業者の行政処分を行いました。

## 記

### 第1 処分対象事業者

- 1 法人名 有限会社THC
- 2 代表者 代表取締役 嘉陽田 卓也
- 3 所在地 大阪府茨木市東太田一丁目1番 ローレルハイツ茨木総持寺2号棟

### 第2 処分対象事業所

- 1 事業所名称 リハビリデイサービスはっち plus
- 2 所在地 大阪府茨木市天王二丁目8番4号 ヌーヴォレール南茨木101号
- 3 指定年月日及びサービスの種類
  - ・平成26年8月1日 地域密着型通所介護・通所相当サービス

### 第3 行政処分の内容及び指定効力停止期間

- 1 処分の内容 地域密着型通所介護・通所相当サービスの指定全部効力停止3箇月間
- 2 指定の効力停止期間 令和8年5月1日から令和8年7月31日まで

### 第4 行政処分の理由

- 1 不正請求（法第78条の10第1項第8号）
  - (1) 定員超過利用減算を算定せずに請求したことによる不正請求（法第78条の10第1項第8号）

事業所が利用定員を超えて利用者を受け入れているにもかかわらず、地域密着型通所介護費の所定単位数を減じることなく不正に介護給付費を請求し、受領した。

- (2) 個別機能訓練加算の要件に適合していないにもかかわらず、加算を算定して請求したことによる不正請求（法第78条の10第1項第8号）

事業所が利用定員を超えて利用者を受け入れ、定員超過利用の減算に該当し、個別機能訓練加算の算定の要件に適合せず、加算を算定できないにもかかわらず、当該期間において、所定単位数を算定し介護給付費を請求し、受領した。

- (3) 定員超過利用減算を算定せずに請求したことによる不正請求（法第 115 条の 4 の 9 第 1 項第 2 号）

事業所が利用定員を超えて利用者を受け入れているにもかかわらず、通所型サービス費の所定単位数を減じることなく不正に第 1 号事業支給費を請求し、受領した。

- 2 不正不当（法第 78 条の 10 第 1 項第 14 号及び法第 115 条の 45 の 9 第 1 項第 7 号）

事業所が利用定員を超えて利用者を受け入れていたにも関わらず、その事実を隠蔽するために利用定員を超えていないという事実と異なる内容を記載した書類を作成し、当市が実施した運営指導において、市職員に対して当該書類を提示し、事業所の運営は適正に行われているかのように装った。

以上

健康医療部 福祉指導監査課  
電話 072-620-1809